中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため

労働時間相談・支援コーナー

を設置しました。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、 お悩みに沿った解決策をご提案します。

- (L) 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般
- (上) 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- (L) 長時間労働の削減に向けた取組み
- (L) 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいとは思うけど、 どうすればいいんだろう?

いろいろ相談してみたいけど、 どこに相談すればいいんだろう...

うちの会社の 労働時間制度は このままで いいのかな・・・?

このようにお悩みではないですか?

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは お気軽に、**お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい**。



労働基準監督署の労働時間相談・支援班がご説明、関係機関にお取り次ぎいたします。 担当は()です。

佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133 武雄労働基準監督署 ☎0954-22-2165

唐津労働基準監督署 ☎0955-73-2179 伊万里労働基準監督署 ☎0955-23-4155

窓口相談、電話相談どちらでも受け付けています。また、個別訪問や出前講座についても、お気軽にご相談下さい。

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

佐賀県働き方改革推進支援センターのご案内

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、非正規雇用労働者の処遇改善、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

お問い合わせやご相談は

8 0120-610-464

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

メール <u>h-kaikaku@sr-saga.com</u>



時間外労働等改善助成金のご案内

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を強力サポート!

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準 を超える時間数で36協定(特別条項)を締結し ている事業場が、一定の時間以下に上限設定を引 き下げることを支援します。

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への 取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下 とする取組みを支援します。

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル(※)」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を 設けるもの

お問い合わせは

佐賀労働局雇用環境・均等室 **☎** 0952-32-7218

◆このほか、人手不足・人材育成などに関する助成金もあります。 詳しくは佐賀労働局雇用環境・均等室、お近くのハローワークまでお問い合わせ下さい。

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

スマートフォン タブレットでも **、**



◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。
(URL) http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/



労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介 など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

(URL) http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



スマートフォン



「働き方・休み方改善ポータルサイト」

◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けた タブレットでも ヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例 などを掲載しています。



(URL) http://work-holiday.mhlw.go.jp/



厚生労働省•佐賀労働局•労働基準監督署